

◇ 判例研究 ◇

刑事判例研究12

控訴棄却の確定判決に対する再審請求が
適法な再審請求事由の主張がなく
不適法であることが明らかなきと
刑訴規則285条1項による訴訟手続の停止
(最小一決平成24・2・14 刑集66巻4号582頁, 抗告棄却)

刑事判例研究会
松 倉 治 代*

【事実の概要】

(1) 本件は、再審請求棄却決定に対する異議申立て棄却決定に関してなされた特別抗告事件である。申立人は、わいせつ誘拐、強姦致傷、強制わいせつ、銃砲刀剣類所持等取締法違反、住居侵入、窃盜被告事件について、第一審において有罪判決を受け（福岡地判平成18・1・30 公刊物未登載）、その後、控訴審において控訴棄却され（福岡高判平成18・8・1 公刊物未登載）、上告審において上告棄却された（最判平成18・11・22 公刊物未登載）。判決確定後、申立人は、第一審が言い渡した有罪の確定判決に対して3件の再審請求を行い、これらが係属中に控訴審が言い渡した控訴棄却の確定判決に対して再審請求を行った。

(2) 控訴棄却の確定判決に対する再審請求審である原原審（福岡高決平成23・10・24 刑集66巻4号586頁）は、次のように述べて刑事訴訟法（以下、刑訴法という。）446条により本件再審請求を棄却した。「有罪判決に

* まつくら・はるよ 大阪市立大学大学院法学研究科准教授

対する控訴棄却の確定判決に対して再審請求が許されるのは、当該控訴棄却の確定判決自体に刑事訴訟法436条1項各号所定の事由がある場合に限られるところ……① 審理が尽くされていない、② 精神鑑定を実施していない、③ 性犯罪に対する厳罰化傾向による差別的判断をしている」という請求人の主張は、刑訴法436条1項「各号所定の事由に該当しないことは明らかであるから、本件再審請求は、法令上の方式に違反しており、不適法である」。また、同決定は、刑事訴訟規則(以下、刑訴規則という。)285条1項について次のように述べた。「本件1審判決に対する再審の請求と本件控訴審判決に対する再審の請求とが競合している……場合、控訴裁判所は、第1審裁判所の訴訟手続が終了するに至るまで、訴訟手続を停止しなければならないとされている……が、本件のように、控訴棄却の確定判決に対する再審の請求が不適法であると認められるときは、各裁判所の実体判断が分かれることによる手続の混乱が生じることはないこと、控訴裁判所が第1審裁判所の訴訟手続が終了するに至るまで訴訟手続を停止することはかえって訴訟経済に反することなどに鑑みれば、控訴裁判所は訴訟手続を停止することなく、再審の請求を棄却することができる」。これに対して、請求人は、異議を申し立て、当該再審請求を棄却する決定は不当であるとして、原決定の取消しと再審開始決定を求めた。

異議審である原審(福岡高決平成23・10・31刑集66巻4号587頁)は、原原決定による再審請求の棄却を是認するとともに、当該決定の刑訴規則285条1項に関する判断を正当と判断し、刑訴法428条3項及び426条1項により請求人の異議申立てを棄却した。これに対して、申立人は、当該決定に対して特別抗告をした。

本決定は、本件抗告の趣意の實質が単なる法令違反の主張であって、刑訴法433条の抗告理由にあたらないと述べたうえ、刑訴規則285条1項に関して以下のように職権で判断し、刑訴法434条及び426条1項により裁判官全員一致で、本件抗告を棄却した。

【判 旨】

「本件のように、再審請求が競合した場合において控訴を棄却した確定判決に対する再審請求が適法な再審事由の主張がないため不適法であることが明らかなきときは、第 1 審裁判所と控訴裁判所との間において審理の重複や判断の矛盾等が生じるおそれはないから、控訴裁判所は、刑訴規則 285 条 1 項による訴訟手続の停止をすることなく、当該再審請求を棄却することも許されるというべきである。これと同趣旨の原々決定及び原決定は相当である」。

【研 究】

(1) 法は、有罪を言い渡した第 1 審の確定判決に対してだけでなく（刑訴法 435 条 1 項）、控訴棄却及び上告棄却の確定判決に対する再審請求を認めている（刑訴法 436 条 1 項）¹⁾。それゆえ、下級審の有罪判決に対する再

1) 法が上訴棄却の確定判決に対する再審請求を認める理由は、原有罪確定判決自体には刑訴法 436 条 1 項が挙げる再審の事由がなくとも、重大な事実誤認が推測され、あるいは裁判の公正さに重大な疑義が生ずること一例えば、上訴棄却の判決をした裁判所における事実の取調べ（刑訴法 393 条、414 条）に際して取り調べられた証拠に刑訴法 435 条 1 号や 2 号の事由が存在する場合、上訴棄却の判決をした裁判所の裁判官に刑訴法 435 条 7 号の事由が存在する場合がある点にある。上訴棄却の判決の確定は下級審判決を確定させるため、その判決の確定力を失わせる場合、下級審判決の確定力も失われる。そうすると訴訟は、上訴をした状態となり、上訴棄却によって確定した原審判決に対して再審を認めることと同じ結果になる（白井滋夫「再審」『法律実務講座刑事編第 12 卷』（有斐閣、1966 年）2731 頁、平場安治編集代表『注解刑事訴訟法下巻（全訂新版）』（高田卓爾執筆部分）（青林書院、1983 年）337 頁、『新版注釈刑事訴訟法（第七巻）』（白井滋夫・河村博補正）（立花書房、2000 年）136～137 頁、『条解刑事訴訟法第 4 版』（弘文堂、2009 年）1138 頁、後藤昭・白取祐司編『新コンメンタール刑事訴訟法』（水谷規男執筆部分）（日本評論社、2010 年）1051 頁）。なお再審運用の概況について、平成 19 年～23 年における再審請求事件の既済人員のうち、最高裁判所事務総局刑事局に個別に報告のあった 951 人のうち、適法な再審請求の理由の主張のある者は 552 人であった。そのうち、刑訴法 436 条 1 項 1 号に基づく再審請求は 16 名、同 2 号に基づく再審請求は 7 名にとどまり、すべて本人側による請求であった（最高裁判所事務総局刑事局「平成 23 年における刑事事件の概況（上）」法曹時報 65 巻 2 号（2013 年）186～189 頁）。

審請求と上訴審の上訴棄却に対する再審請求とが競合する場合があるため、その調整規定が置かれている(刑訴法436条2項及び3項, 同449条, 刑訴規則285条)。刑訴規則285条1項は、「第一審の確定判決と控訴を棄却した確定判決とに対して再審の請求があつたときは、控訴裁判所は、決定で第一審裁判所の訴訟手続が終了するに至るまで、訴訟手続を停止しなければならない。」と規定しており、その文言上、一見すると、訴訟手続の停止を義務づけているように見える。また、従来の運用もこれに従ってきたようである。しかし、本件原原決定が訴訟手続を停止せずに棄却したことから、この訴訟手続の停止が義務的であるか、また、仮に義務的でないのであれば、いかなる場合に訴訟手続を停止せずに決定で請求を棄却してもよいか問題となった。

(2) 本決定は、「控訴を棄却した確定判決に対する再審請求が適法な再審事由の主張がないため不適法であることが明らかとなるとき……再審請求を棄却することも許される」とし、刑訴規則285条1項による訴訟手続の停止をしなくてもよい場合があることを最高裁として初めて認めた点に意義がある。これによって、適法な再審事由の主張がないため不適法であることが明らかとなるとき、控訴裁判所に対する再審請求の棄却決定を早期に出すという選択肢を認めた。

本決定、原決定及び原原決定が、刑訴規則285条1項をどのように解したのかを明確に読み取ることはできないが、本決定は、「第1審裁判所と控訴裁判所との間において審理の重複や判断の矛盾等が生じるおそれはない」ゆえに、「控訴を棄却した確定判決に対する再審請求が適法な再審事由の主張がないため不適法であることが明らかとなるとき」(傍点引用者)に訴訟手続を停止せずに棄却することができるとした。なぜ、本決定は、適法な再審事由の主張がないため不適法であることが「明らかとなるとき」、審理の重複や判断の矛盾等が生じるおそれはないと考えたのであろうか。これは、日本の再審請求手続制度によれば、適法な再審事由の主張がないため不適法であることが明らかとなるとき、実質的な判断に立ち入らず、形式的

判断のみで訴訟手続が終了するからである。

刑訴規則285条1項は、刑訴法大正5年案に初めて現れ、旧刑訴法に明文化されたものを継受したものである²⁾。その立法趣旨について、第1審裁判所に対する再審請求及び控訴裁判所に対する再審請求ともに、原判決の効力を失わせ無罪や免訴等の判決を得ることを目的としてなされるため、いずれかの再審請求において再審の判決が得られれば、請求人の目的は達成されることになる。それゆえ、再審請求が競合する場合、一方の訴訟手続を停止することによって、一方の再審の審判において無罪や免訴等の判決を獲得した場合、もう一方の手続が徒労に終わることを防止しようとした³⁾。そして、いずれの訴訟手続を停止するかという問題について、まず下級審の確定判決の効力を失わせることが「審級の利益」ゆえに妥当であるとされた⁴⁾。また学説上、手続の混乱防止に対する考慮も、本条の

2) 再審制度に関して、現行刑訴法は、不利益再審を認めないこととした点以外については、概ね旧刑訴法の条文を継受している。なお、旧刑訴法の控訴審は覆審であり、旧刑訴法における控訴棄却と現行刑訴法における控訴棄却とは異なる意味を有する点を考慮すべきとするものとして、藤野英一「刑事再審の管轄について」判例タイムズ80号(1958年)8～10頁。

3) 注解(高田卓爾)・前掲註(1)367～368頁、『大コンメンタール刑事訴訟法第7巻』(高田昭正執筆部分)(青林書院、2000年)162～163頁、瀧川幸辰・平場安治・中武靖夫『法律学体系コンメンタール篇刑事訴訟法』(平場安治執筆部分)(日本評論社、1950年)608頁、白井・前掲註(1)2759頁、青柳文雄『新訂刑事訴訟法通論下巻』(新訂版、立花書房、1962年)969頁、新版注釈(白井・河村補正)・前掲註(1)180頁、高田卓爾編『基本法コンメンタール第3版刑事訴訟法(別冊法学セミナー122号)』(大出良知執筆部分)(1993年)359頁。なお、刑訴法449条も同じ視点である。大正5年案につき、平沼驥一郎「刑事訴訟法改正案要旨(一二)」法律新聞1245号(1917年)10頁、同「同(一三)」法律新聞1246号(1917年)9～10頁。旧刑訴法につき、『刑事訴訟法案理由書』(法曹会、1922年)311頁、平沼驥一郎『新刑事訴訟法大意』(4版、松華堂、1926年)385頁、団藤重光『刑事訴訟法綱要』(初版、弘文堂、1943年)709頁、平井彦三郎『刑事訴訟法要論』(3版、松華堂、1931年)942～943頁も同旨。

4) 青柳・前掲註(3)969頁。

趣旨として指摘されている⁵⁾。

しかし、控訴を棄却した確定判決に対する再審請求が適法な再審事由の主張がないため不適法であることが明らかなきとき、「審理の重複……が生じるおそれはない」といえるだろうか。法は、再審請求棄却の決定に対して即時抗告を認めている(刑訴法450条)。高等裁判所が再審請求を管轄した場合、その請求棄却に対して即時抗告に代えて異議申立てが許される(刑訴法428条2項)。本件では、控訴裁判所に対する再審請求の棄却決定に対して、刑訴法428条2項に基づく異議申立て及び刑訴法433条1項に基づく特別抗告がなされた。もし第1審裁判所が再審の判決を出したならば、これらの不服申立手続は「徒労に終わる」ことになり、刑訴規則285条1項の立法趣旨に反する帰結を導くことになる。それゆえ、再審が競合する場合、刑訴規則285条1項の立法趣旨をふまえ、第1審裁判所に対する再審において無罪又は免訴等が得られる可能性を前提に考え、第1審裁判所の訴訟手続が終了するに至るまで控訴裁判所における訴訟手続を原則停止するべきであろう。

(3) 本決定は、「控訴を棄却した確定判決に対する再審請求が適法な再審事由の主張がないため不適法であることが明らかなき」場合に訴訟手続を停止せずに棄却することを許した。法及び判例は、確定判決の法的安定性(一般的安定性)を重視し、再審の濫訴を防止するために、再審請求について厳格な方式を要求する(刑訴規則283条)⁶⁾。上訴棄却の確定判決に対する再審請求も、確定判決自体に刑訴法436条1項各号所定の事由が存在

5) 法律学体系(平場)・前掲註(3)608頁, 白井・前掲註(1)2759頁, 新版注釈(白井・河村補正)・前掲註(1)180頁。

6) 判例によると、原判決の謄本を添付しない再審請求は不適法であり、法令上の方式に違反する(大決昭和2・5・7 法律新聞2712号13頁, 最決昭和25・12・19 刑集4巻12号2603頁)。証拠書類又は証拠物を提出しない再審請求も不適法とされている(大決昭和4・2・20 法律新聞2955号15頁)。

するときのみにみ許されるとされている⁷⁾。特に同条各号は、いずれも「確定判決」による証明又は確定判決に代わる証明（刑訴法437条⁸⁾）を要求しており、裁判所は、まず再審請求権者が提出した再審請求の趣意書、原確定判決の謄本、添付された証拠書類及び証拠物を披見し、再審の対象とされた確定事件の訴訟記録を調査することになる。この際、証拠価値についての心証判断の余地はないため⁹⁾、本決定は、形式的に判断することができると思われる。

しかし、實際上、再審請求権者は、必ずしも弁護人の援助を受けることができるとは限らず、特に法律上の知識の乏しい者や拘禁中の者が適法な再審請求の方式を整えることは困難である¹⁰⁾。このような状況を前にし

7) 最決昭和28・7・24 刑集7巻7号1648頁, 最決昭和30・6・30 集刑106号935頁。

8) 刑訴法437条は、再審事由にあたる犯罪事実の証明が可能であるにもかかわらず、当該行為者の死亡、逃走、時効完成、行為者が起訴猶予処分付きされた、公訴提起後心神喪失あるいは病気になるため公判手続が停止されたが、回復を待って公判手続が継続される見込みがない等の理由のみによって確定判決を得ることができないという理由だけで再審を許さないのは、有罪判決を受けた者にとって不公平であり正義に反するゆえに、規定された（白井・前掲註(1)2729頁, 白井滋夫「再審」『総合判例研究叢書刑事訴訟法(14)』（有斐閣, 1963年）170～171頁）。

9) 白井・前掲註(8)101～102頁。

10) 刑訴規則283条が要求する形式について、請求者が拘禁中であり証拠書類や証拠物を提出せずその標目のみを挙げるとき、適法な再審請求として認められるかという問題がある。裁判例は、少なくとも東京高決昭和30・9・1 刑集8巻6号875頁では積極的に判断しているが（再審請求趣意書が証拠書類を列挙し、所在を明示しており、再審請求人側が直接これを提出・援用する途を有していなかった。）、東京高決昭和29・5・6 東京高時報5巻4号刑153頁では消極的に解している（再審請求人は在監者であるが、再審請求書に掲げた証拠を必ずしも添附することができないものとは、思われないと判断した。）。なお、再審請求を受けた裁判所は、職権で他の再審事由の有無を審査することはできない（平野龍一『刑事訴訟法』（有斐閣, 1958年）342頁）。ただし、再審請求者が主張する事実が、他の再審事由に該当すると認めて、請求を認容することは差し支えないという見解もある。これは、再審請求者の法律の見解に裁判所は拘束されず（注解（高田卓爾）・前掲註(1)363頁）、必ずしも弁護人の援助があるわけではない再審請求段階では、再審請求の根拠を特定することが困難な請求者の事情に配慮するべきだからである（大コメ（高田昭正）・前掲註(3)147～148頁）。また、請求者に釈明を求める、又は再考を促す等の方法

て、再審請求の形式を満たしていないことを理由に直ちに当該請求の棄却を認めることは、誤判からの無辜の救済という日本における再審の目的と合致しないと思われる¹¹⁾。裁判所は、確定判決における法的安定性を重視するあまり、再審請求が厳格に過ぎ、形式的要件を充たさないことを理由に直ちにその再審の途を閉ざしてはならない¹²⁾。当該再審請求が認容される蓋然性がある場合や、当該請求を棄却して再度再審請求をさせるよりも当該請求の方式を補正追完するほうが煩瑣を招かない場合には、請求者に釈明を求める¹³⁾等の方法によって、直ちに棄却せず、不備を補正追完するべきであろう¹⁴⁾。それゆえ、「適法な再審事由の主張がないため不適法であることが明らかである」ことをもって直ちに再審請求を棄却するべきではないと考える。なお本決定は、訴訟手続を停止することなく当該再審請求を棄却することも「許される」と言及するにとどまり、訴訟手続を停止する必要はないとは述べていないことから、補正の途を残している

よによって当事者が再審請求の理由を追加することを許すべきであるという見解もある（白井・前掲註(1)2757頁）。実務では、裁判所は、添付書類と対照して請求人の希求するところを付度して判断しているという（藤野英一「刑事再審の請求手続について」判例タイムズ89号（1959年）342頁）。

- 11) 田宮裕「刑事再審制度の考察——再審理由の理論的検討——」立教法学12号（1974年）75頁。裁判所の決定の中にも、この考えがあらわれている（仙台高決昭和51・7・13 高集29巻3号323頁、広島高決昭和51・9・18 高集29巻4号477頁）。
- 12) 大コメ（高田昭正）・前掲註(3)144頁、基本法コメ（大出）・前掲註(3)358頁。
- 13) 刑訴規則286条は、再審の請求について決定をする場合、請求をした者及び相手方の意見を聴かなければならないと定める。同条がいかなる場合にも適用されるかという問題がある。形式審査のみを行う刑訴法446条による棄却の場合は不要であり、再審開始決定と刑訴法447条に基づく再審請求棄却決定のみ同条が適用されるという見解がある（法律学体系（平場）・前掲註(3)606頁、条解・前掲註(1)1144～1145頁）が、再審請求者に対して不備を追完補正させるうえで意見を聴くことは実益があるため、全ての場合に適用されると解する見解も有力に主張されている（白井・前掲註(1)2754頁）。
- 14) 新コメ（水谷）・前掲註(1)1061頁、注解（高田卓爾）・前掲註(1)335頁、白井・前掲註(1)2741頁、新版注釈（白井・河村補正）・前掲註(1)133頁。実務上もこのように運用がみられるという（藤野・前掲註(10)342～343頁）。

と読むことも可能であるが¹⁵⁾、今後の運用を注視する必要がある¹⁶⁾。

*本稿は、刑事判例研究会（2013年1月26日、同志社大学）の報告原稿に、当日いただいた御意見・御指導をもとに加筆修正したものである。また報告後、高平奇恵氏（弁護士・九州大学法学研究院助教）より、実務の観点からご助言を頂いた。心より御礼を申し上げる。

15) 匿名解説・判例タイムズ1371号（2012年）140頁。

16) 本件申立人は同一被告事件について最高裁に対して上告棄却の確定決定（刑訴法436条1項の「確定判決」には上告棄却した確定決定も含む（最決昭和31・5・21 刑集10巻5号717頁。))に対する再審請求を行っていたところ、最高裁は、本決定後、訴訟手続停止決定を取り消し（最決平成24・4・2 LEX/DB 文献番号25444647）、検察官及び請求人の意見を聴いたうえで、「刑訴法436条1項所定の事由の主張がないため不適法であることが明らかである」として当該再審請求を棄却した（最決平成24・4・2 LEX/DB 文献番号25444657）。この点につき、最高裁は、刑訴規則285条1項について判示した本決定を「参照」しており、刑訴規則285条2項についても本決定と同様に解していると読むこともできる。しかし、最高裁は、刑訴法436条が挙げる再審理由の主張がなく「不適法であることが明らか」であるにもかかわらず、本件上告棄却の確定決定に対する再審請求の訴訟手続を停止している。また、本上告棄却の確定決定に対する訴訟手続の停止決定の取消しが、第1審裁判所に対する再審請求手続が終了する前後いずれの時点で行われたのかという点は、明らかでない。つまり第1審裁判所に対する再審請求手続が終了するに至るまで本訴訟手続を停止していたのか、あるいは、第1審裁判所に対する再審請求手続が終了する前に本訴訟手続の停止決定を取り消して棄却決定をしたのかは、明らかではない。